

## 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

### 長野県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

**第2条** 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

**第3条** 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

**第5条** 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

**第6条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

### 附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年11月 9 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 18 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 8 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 5 月 31 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 26 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<p>1 総合的な計画の立案に関すること。</p> <p>2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること（デモンストレーションスポーツ及びオープン競技を除く）。</p> <p>3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。</p> <p>4 県及び競技会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。</p> <p>5 競技施設の整備計画に関すること。</p> <p>6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</p>	<p>1 総合的な計画の推進に関すること。</p> <p>2 文化プログラムに関すること。</p> <p>3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。</p>
競技運営 専門委員会	<p>1 競技運営等基本的事項に関すること。</p> <p>2 競技運営に係る計画の立案に関すること。</p> <p>3 競技用具の整備計画に関すること。</p> <p>4 デモンストレーションスポーツ及びオープン競技の実施競技、競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。</p> <p>5 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 競技運営に係る計画の推進に関すること。</p> <p>2 大会実施競技に関すること。</p> <p>3 競技役員等の養成及び編成に関すること。</p> <p>4 競技用具整備の推進に関すること。</p> <p>5 競技記録に関すること。</p> <p>6 リハーサル大会に関すること。</p> <p>7 その他競技運営に関すること。</p>
広報・県民運動専門委員会	<p>1 広報の基本的事項に関すること。</p> <p>2 県民運動の基本的事項に関すること。</p> <p>3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。</p>	<p>1 広報及び啓発の実施に関すること。</p> <p>2 県民運動の推進に関すること。</p> <p>3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。</p> <p>4 報道機関との調整に関すること。</p> <p>5 記録映像及び記録写真に関すること。</p> <p>6 その他広報及び県民運動に関すること。</p>

宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関するこ と。 2 医事・衛生の基本的事項に関するこ と。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係 る重要な事項に関するこ と。	1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 その他宿泊及び医事・衛生に関するこ と。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関 すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要 な事項に関するこ と。	1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式等の輸送に関すること。 3 競技会場地の輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典・会場 専門委員会	1 式典及び開・閉会式等の会場の 基本的事項に関するこ と。 2 その他式典に係る重要な事項に 関すること。	1 開・閉会式等の企画及び運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・炬火リレーに関すること。 5 開・閉会式等の会場の管理に関すること。 6 その他式典に関すること。
警備・消防 専門委員会	1 警備及び消防防災の基本的事項 に関するこ と。 2 その他警備及び消防防災に係る 重要な事項に関するこ と。	1 警備及び消防防災に係る計画の推進に 関すること。 2 その他警備及び消防防災に係る事項の 推進に関すること。